

露店、催しで火気器具等を使用する場合は、火災予防条例により

消火器の準備が必要です

条例改正の背景

平成25年8月、京都府福知山市で行われた花火大会において、死者3名、負傷者56名（うち重症16名）という甚大な被害が発生した火災を踏まえ、衣浦東部広域連合火災予防条例が改正されました。

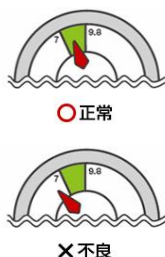
この火災は、花火大会に出店していた露店の関係者が、発電機にガソリンを給油しようとしたところ、ガソリン携行缶からガソリンが噴出して周囲の観客に降りかかるとともに、露店で使用していたガスコンロの火が引火し爆発的に燃焼したものです。

この改正により、お祭りや各種イベントなどの不特定多数の人が集まる催しにおいて火気を使用する露店を開設する場合は、消火器の準備等が義務化されました。

準備する消火器は？

■消火器は「業務用消火器」を準備してください。

■使用期限が過ぎていないもの、蓄圧式の消火器は圧力が規定以上のものを準備してください。



【業務用消火器】



※住宅用消火器、スプレー式消火具は除きます。

露店開設時の注意事項

■ガソリン携行缶



- ・火気のない場所に置く。
- ・直射日光を避ける。

■発電機



- ・燃料補給はエンジンを切って！

たこ焼き

■消火器

- ・いざという時にすぐに使用できる状態で設置



火気使用器具

■段ボール等の可燃物



- ・火気周辺に置かない。
- ・放火防止のため夜間等、むやみに放置しない。

■ガスボンベ

- ・ロープ、くさり等で転倒防止
- ・ガスホースは劣化していないものを使用



※その他、火気使用器具の取扱い等は火災予防条例に従って使用してください。



お問い合わせ先／衣浦東部広域連合消防局

消防局予防課 63-0136

安城消防署 75-2458

碧南消防署 41-2623

知立消防署 81-4142

刈谷消防署 23-1639

高浜消防署 52-1191



救いのち、
守るくらし

消防局キャラクター「キヌビー」